

人榎と聞違ひ、榎を可植由村々江申付しにより、今一里塚之木都て榎なる由、世事談に見ゆれ共、一里三拾六丁に定りたるは、信長公代にも有べけれ共、一里塚始り國々江築立、榎を植たるは、台徳院様○秀忠御治世慶長十七壬子年、大久保石見守奉行として、從江戸諸國江道中筋一里塚を築せらる、下掛り江戸町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門兩人江被爲命、同年二月初旬始之、五月下旬迄に、諸國一里塚悉成就す、仍て塚上に印の木を植るは如何と石見守榎と聞違ひ、都て榎を植たるの嚴命に付、何木を可植哉と重て伺しに、よい木を植よとの命を、石見守榎と聞違ひ、都て榎を植たる由或書にも見へ、又樽屋奈良屋掛りたる事は、有徳院様○吉宗御代御府内其外國々諸事御糺明之砌、享保十乙巳年八月、改革の際、町奉行中山出雲守、大岡越前守江町年寄共由緒書差出たる内に、一里塚成就之上、拜領物等迄有、委くは江都官鑰秘鑑に詳なり、信長公上方筋は一圓に雖被拜領、天正之頃關東は北條領之、海道筋には御當家、今川家甲州は武田家有之、戰國之砌、日本一統に一里塚可被築様なし、世事談之説は、御當家之命を、信長公之時、一里三十六町に成たるに附會したる説なるべし、海内國々に有一里塚なれば、御當家に成て出來たる事歴然たり、一里三十六丁と云も、未行渡國々あり、伊勢之國は五十町壹里多し、紀伊國にも伊勢近き所は五十町壹里有り、九州之内、肥後肥前等にも、五十町壹里之處有り、併九州は多分三十六町一里なり、四國之内に四十町壹里之處もある由、奥白川領より東は六町一里なり、一里之町數區々成事は發り不詳、案るに天正年中、海内三十六町に雖被爲命、奥羽、九州、四國等之片鄙は、國命之不行届ゆへ、古來より之仕來りを不改、今も區々の町數有るは、國々古來之儘差置たる事と見へたり、一里之町數改り、塚に榎を植る事、前書の如く記といへ共、慥成引書も無く、朱書に見ゆるのみにて出所正からざれども、任申傳記置もの也。

〔聞見集坤〕

一昔より道中何里々々と定り有之といへども、いつわり多く候つる、秀吉公御代に繩